

答 申 第 2 6 号
平成12年 9 月29日

兵庫県知事 貝 原 俊 民 様

情報公開審査会
会長 西 山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立て
に対する決定について（答申）

平成12年 6 月29日付け諮問第40号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

平成10年及び平成11年地価調査に係る鑑定評価書〔基準地番号 〕

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

基準地番号 〇〇〇〇 に係る鑑定評価書(平成10年地価調査及び平成11年地価調査)に係る部分公開の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「基準地番号 〇〇〇〇 に係る鑑定評価書(平成10年地価調査及び平成11年地価調査)」(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成12年4月21日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

(1) 条例第6条第1号又は第2号の該当性について

ア 基準地の固定資産評価額について

本件処分では、本件公文書に記録されている基準地の土地所有者が個人である場合には、当該基準地の固定資産評価額が、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1号に該当するとしている。しかし、固定資産評価替えのために長野市が行った宅地の鑑定結果が記録された公文書の公開について、長野地裁平3(行ウ)第1号、平成4年2月27日民事部判決では、次のとおり判示されている。

「『通常他人に知られたくない個人に関する情報』というためには、まず、それが特定個人の属性に関する情報でなければならないものと解される。しかるところ、本件情報は、前判示のとおり、個人を離れた土地の評価にすぎないのであるから、これをもって『個人に関する』情報ということはできない。被告は、他の資料を参照すれば、評価の対象となった土地の所有者、占有者が判明するから、これと合わせて、結局は個人の資産状況を表すことになる」と主張するが、当該土地が誰の所有であるかは、それ自体独立した重要な情報というべきであり、これと結合させることにより、本来なり得なかった情報が、『個人に関する情報』になると解するのは相当でない。」また、「土地売買契約書は『通常他人に知られたくない情報』に該当するとされているところ、これは売買の当事者間でその価格を自由に定めることができることが前提となっているからであると解される。しかし、固定資産評価替えのための土地の評価書は、これと同一視することはできない。すなわち、この場合の評価は、当該土地の所有者個人の主観とは一切かわりなく、不動産鑑定士が他の資料に基づき客観的に定めるべき性質のものであり、また、土地の有するその社会的な性格に鑑みれば、土地の評価は、公共性を

有する情報というべきであって、そのプライバシー性は希薄であると認められる。このことは、地価公示制度の存在や長野市により路線価の一部が既に公表されている実態に照らしても明らかである。」

さらに、同判決の控訴審である東京高裁平4(行コ)第37号、平成5年3月22日民事第3部判決では、次のとおり判示されている。

「もともと、土地所有に関して言えば、その社会的な性格に鑑み、土地登記簿は万人に公開され、その評価についても、相続税路線価はもとより、一部が公開されている長野市の路線価のように特定土地の価格を示さないにしても当該土地のそれぞれの行政目的に即したおおよその価額の目安を示すものが公刊されており、公示価格や東京都基準地価格のように特定の地点を示した価格さえも公表されている例があるのであり、このような点からみれば、土地の権利関係やその価格については、個人情報としてのプライバシー性は比較的希薄であるというべきである。しかも、本件公文書に含まれる土地の評価は、被控訴人らが公開請求を行った平成2年3月7日より数年前の、昭和63年度固定資産評価替えの目的のために行った昭和60年7月1日及び昭和61年7月1日現在の標準地の時価の鑑定評価であって、個人の財産状況を示す指標としてはその重要性は一層希薄と評さざるを得ないのである。」

以上の判決から明らかなように、本件処分で非公開とされている基準地の固定資産評価額は、通常他人に知られたいと認められる情報には該当しない。

また、基準地の土地所有者が法人等である場合には、当該基準地の固定資産評価額が、条例第6条第2号に該当するとしているが、土地所有者が個人の場合と同様に、公にすることにより、当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められる情報には該当しない。

イ 取引事例の取引価格等について

本件処分では、本件公文書に記録されている取引事例の土地所有者が個人である場合には、当該取引事例の取引価格等が、条例第6条第1号に該当するとしている。しかし、取引事例の土地の所在、地積及び取引価格について、名古屋地裁平11(行ク)第20号、第25号、平成11年12月20日民事第9部決定では、次のとおり判示されている。

「地積及び取引時点が明らかになるから、当該所在地にある土地の登記簿謄本をすべて入手して検討すれば、当該土地が特定され、所有者が明らかになる可能性はあるが、このような常態でない場合までを念頭に置いて、プライバシー情報が否かを判断することは相当でない。また、取引を行った個人が、必ずしもこれを登記簿上明らかにするわけではないことは、経験則上明らかであるから、この点からも、相手方の主張は、通常では考えにくい場合を想定しているといわざるをえず、採用できない。」

同決定から明らかなように、本件処分で非公開とされている取引事例の取引価格等は、通常他人に知られたいと認められる情報には該当しない。

また、取引事例の土地所有者が法人等である場合には、当該取引事例の土地の取引価格等は条例第6条第2号に該当するとしているが、土地所有者が個人の場合

合と同様に、公にすることにより、当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められる情報には該当しない。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

本件処分では、取引事例の取引価格等は、公にすることにより、当該取引事例を収集した不動産鑑定士の信用、社会的評価等が損なわれると認められる情報であることから、条例第6条第2号に該当するとしている。しかし、大阪地裁昭61(行)第30号、平成元年3月14日民事第2部判決では、次のとおり判示されている。

「本件文書のうち、本条号の該当性の有無が問題となるのは、債権者請求書等のみであるところ、認定の事実によれば、債権者請求書等に記載されるのは、懇談等に使用された飲食店等の場所、名称とその飲食に係る料理等の売上単価及びその合計金額のみであり、それ以上に特に当該飲食店を経営する法人ないし個人の営業上の有形、無形の秘密、ノウハウ等が記載されているわけではないのであるから、右債権者請求書等に記載されている情報が、公開されたとしても、それによって、特に当該飲食業者の競争上の地位が害されるとは考えられないし、また、地方公共団体たる府による利用の事実が明らかになったからといって、そのことにより、当該飲食業者が社会的評価の低下等、その有する正当な利益が害されるとは認めがたい。」

同判決から明らかなように、本件処分で非公開とされている取引事例の取引価格等は、公にすることにより、当該取引事例を収集した不動産鑑定士の信用、社会的評価等が損なわれると認められる情報には該当しない。

(3) 条例第6条第6号の該当性について

本件処分では、取引事例の取引価格等は、条例第6条第6号に該当するとしている。しかし、取引事例の取引価格等は、県の事務として実施する地価調査の結果の正確性を担保する情報であることから、公にすることにより、将来的に県の機関が行う地価調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報には該当しない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書その他の関係書類及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

1 条例第6条第1号又は第2号の該当性について

(1) 基準地の固定資産評価額について

基準地の固定資産評価額は、個人の重要な資産である土地に対する公的な評価であることから、通常他人に知られたくない情報であるといえ、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報であるといえるので、条例第6条第1号に該当する。

なお、異議申立人は、東京高裁平4(行)第37号、平成5年3月22日民事第3部判決において、公示価格、基準地価格、相続税路線価及び土地登記簿が公表されており、土地の評価については、個人情報としてのプライバシー性が比較的希薄である

と判示されていることから、本件処分において非公開とされている基準地の固定資産評価額は通常他人に知られたいと認められる情報には該当しない旨主張する。しかし、固定資産評価額は固定資産課税台帳の登録事項であり、同台帳は、登記簿等のように一定の事項を広く社会に公示することを目的としてしているものではなく、飽くまで課税事務に用いることを目的として作成されているものであり、その縦覧については、地方税法（昭和25年法律第226号）第415条により、納税者等関係人に限り認められているものである。したがって、基準地の固定資産評価額については、その目的の異なる公示価格、基準地価格、相続税路線価及び土地登記簿の場合と同様の判断をすることはできない。

また、基準地の土地所有者が法人等の場合には、基準地の固定資産評価額が公にされると、当該法人等の財務状況が推察されるおそれがあることから、固定資産評価額は、当該法人等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められる情報に該当するといえ、条例第6条第2号に該当する。

(2) 取引事例の取引価格等について

取引事例の土地所有者が個人の場合、取引事例の「取引事例番号」、「所在及び地番並びに『住居表示』等」、「取引時点」、「地積」、「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」、「法令上の規制等」、「取引価格」及び「時点修正」の欄に記録されている情報については、相互に組み合わせたり、登記簿等他の情報と関連付けたりすることで、比較的容易に取引事例の所在及び取引価格が判明することから、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報であるといえ、条例第6条第1号に該当する。

なお、異議申立人は、名古屋地裁平11(行ク)第20号、第25号、平成11年12月20日民事第9部決定を引用し、土地取引の事実が必ずしも登記簿上明らかにされているわけではないことから、本件公文書と登記簿とを関連付けることにより、取引事例の所在及び取引価格が必ずしも判明するとはいえないと主張するが、土地取引を行った場合に、これを登記しないことの方が通常考えにくいといわざるを得ない。

また、取引事例の土地所有者が法人等の場合には、取引事例に係るこれらの情報は、公にすることにより、当該法人等の財務状況が推察されるおそれがあることから、当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるばかりでなく、当該土地の販売者との関係においては、当該法人等の取引上の秘密に関するものであって、当該法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められることから、条例第6条第2号に該当する。

2 条例第6条第2号の該当性について

本件地価調査における取引事例には、不動産鑑定士等が、取引事例の土地所有者に調査の趣旨を理解してもらい、任意の協力を得ることにより収集したもののほか、個人的な信頼関係を基に不動産業者等から情報提供を受けたものも含まれている。したがって、前記1(2)において条例第6条第1号又は第2号に該当するとして非公開とした取引事例に係る情報は、公にすることにより、取引事例の収集に当たった不動産鑑

定士等の信用が損なわれ、当該不動産鑑定士等の正当な利益を害すると認められることから、条例第6条第2号に該当する。

なお、異議申立人は、大阪地裁昭61(行)第30号、平成元年3月14日民事第2部判決において、大阪府が懇親会等に利用した飲食店等の債権者請求書等に記録されている飲食店等の場所、名称、売上単価等について、当該飲食店等のノウハウ性等が認められないこと、大阪府による利用の事実が明らかになったからといって、当該飲食業者の正当な利益が害されるとは認められないと判示されていることから、本件処分において非公開とした取引事例に係る情報についても、公にすることにより、不動産鑑定士等の正当な利益を害する情報であるとは認められないと主張する。しかし、同判決において非公開とされた情報と本件において非公開とした取引事例に係る情報とは、それぞれ性質を異にするものであり、同様の判断をすることはできない。

3 条例第6条第6号の該当性について

本件地価調査における鑑定評価が、取引事例の土地所有者の任意の情報提供に支えられていることを勘案すると、前記1(2)において条例第6条第1号又は第2号に該当するとして非公開とした取引事例に係る情報を公にすることにより、本県と情報提供者である土地所有者等との信頼関係が損なわれ、今後地価調査への協力が得られなくなることが十分に予測される。したがって、これらの情報は、県の機関が行う調査事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められることから、条例第6条第6号に該当する。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要及び性格について

- (1) 都道府県地価調査(以下「地価調査」という。)は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の規定に基づく土地取引の価格に関する規制の基準や一般の土地取引の指標等とするため、国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条の規定により、都道府県知事が毎年1回基準地の単位面積当たりの標準価格を判定するものであり、当該標準価格は、基準地の所在等とともに周知されることとなっている。この標準価格は、不動産鑑定士等が行った鑑定評価に、都道府県知事が必要な調整を加えた上で判定しているもので、本件公文書は、当該鑑定評価の結果及びその根拠が記録されたものである。

また、鑑定評価の方式の一つとして取引事例比較法が用いられるが、これは不動産鑑定士等が、基準地の近傍類地の取引事例を収集し、その取引価格等を基に当該基準地の比準価格を求めるものである。

なお、取引事例の所在、取引価格等は、本件地価調査の周知事項には含まれていない。

- (2) 本件公文書のうち、本件処分で非公開とされた情報は、「1 基本的事項」のうちの「(8)固定資産評価額」並びに「3 試算価格算定内訳」の「(1)比準価格算定内訳」のうちの「所在及び地番並びに『住居表示』等」(市名を除く。以下同じ。)、
「取引時点」、「地積」、「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」、「法

令上の規制等」(平成10年地価調査にあっては取引事例番号「 」に、平成11年地価調査にあっては「 」に係るものに限る。以下同じ。)、 「 取引価格」及び「 時点修正」である。

2 条例第6条第1号及び第2号の該当性について

(1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、公開請求に係る公文書に「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、公文書公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

また、特に本号に関連して、条例第2条第3項は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第6条第1号の規定は、原則公開を旨とする条例においても、個人のプライバシーの保護の観点から、これらの情報については非公開とすべきことを定めたものであると解される。

なお、本号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所等により特定の個人を直接識別することができる場合だけでなく、その情報だけでは特定の個人を直接識別することはできないが、他の情報と比較的容易に関連付けることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含むものであるとされている。

(2) 条例第6条第2号について

条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止することを目的とした趣旨と解される。

(3) 条例第6条第1号又は第2号の該当性について

ア 本件公文書の「1 基本的事項」のうちの「(8)固定資産評価額」について

実施機関は、本件公文書の「1 基本的事項」のうちの「(8)固定資産評価額」(以下「本件固定資産評価額」という。)について、基準地の土地所有者が個人

の場合は条例第6条第1号に、法人等の場合は同条第2号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

なお、本件固定資産評価額は、本来固定資産税額の算定基礎とするため、土地課税台帳に当該土地の価格として登録されているものであるが、本件地価調査においては、特に標準価格の判定の参考とするため、鑑定評価書に記録されているものである。

(ア) まず、基準地の所在は既に周知されているため、当該基準地の固定資産評価額が分かれば、それは特定の土地所有者の土地に係る固定資産評価額ということができる。

(イ) 次に、基準地の土地所有者が個人の場合、本件固定資産評価額が、通常他人に知られたいと認められる情報に該当するかどうかについては、本件固定資産評価額は、個人の重要な資産である土地に対する公的な評価であることから、通常他人に知られたい個人の財産の状況に関する情報であると認められる。

なお、異議申立人は、東京高裁平4(行コ)第37号、平成5年3月22日民事第3部判決において、公示価格、基準地価格、相続税路線価及び土地登記簿が公表されており、土地の価格等については、個人情報としてのプライバシー性は比較的希薄であると判示されていることから、本件固定資産鑑定評価額についても、通常他人に知られたいと認められる情報には該当しない旨主張する。しかしながら、同判決において公表されているとされている情報は、地価公示法(昭和44年法律第49号)、国土利用計画法施行令、不動産登記法(明治32年法律第24号)等に基づき公表されているものであり、何ら公表する根拠のない本件固定資産評価額についてまで同様の判断をすることはできないことから、異議申立人の主張は採ることができない。

(ウ) また、基準地の土地所有者が法人等の場合には、本件固定資産評価額が公にされることにより、当該法人等の財務状況が推察されるおそれがあることから、当該法人等の経理等内部管理に属する情報であって、公にすることにより当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められる。

(エ) 以上のことから、本件固定資産評価額は、基準地の土地所有者が個人の場合は条例第6条第1号に、法人等の場合は同条第2号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

イ 本件公文書の「3 試算価格算定内訳」の「(1) 標準価格算定内訳」に係る非公開情報について

実施機関は、非公開にした情報のうち、「3 試算価格算定内訳」の「(1) 標準価格算定内訳」のうちの「所在及び地番並びに『住居表示』等」、「取引時点」、「地積」、「前面道路の状況」、「主要交通施設の状況」、「法令上の規制等」、「取引価格」及び「時点修正」(以下「取引価格等」という。)を、取引事例に係る土地所有者が個人の場合は条例第6条第1号に、法人等の場合は同条第2号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

(ア) 取引事例に係る土地所有者が個人の場合

- a 取引事例に係る土地所有者が個人の場合、「 所在及び地番並びに『住居表示』等」、「 取引時点」、「 地積」、「 前面道路の状況」及び「 主要交通施設の状況」については、登記簿等の情報と組み合わせることによって、取引事例の所在が特定されるおそれのある情報である。

また、「 法令上の規制等」は、都市計画法（昭和43年法律第100号）上の用途地域、建ぺい率及び容積率が記録されたものであるが、平成10年地価調査にあっては取引事例番号「 」に、平成11年地価調査にあっては「 」に係るものについては、芦屋市の用途地域の指定状況から、公にすることにより、比較的所在が判明しやすいものと認められる。したがって、これらは、取引事例の所在が特定されるおそれのある情報である。

さらに、「 取引価格」及び「 時点修正」については、そのいずれかが公開されると、既に公開されている「イ月率変動率」と組み合わせることにより、「 取引時点」が明らかになることから、取引事例の所在が特定されるおそれがある情報である。

したがって、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

なお、異議申立人は、名古屋地裁平11(行ク)第20号、第25号、平成11年12月20日民事第9部決定を引用し、「 取引時点」及び「 地積」が明らかになっても、所在地のすべての土地の登記簿謄本を入手してまで個人を特定することは常態ではないので、登記簿謄本との組み合わせは考慮する必要はない旨主張する。しかしながら、地価調査に用いる取引事例が、通常、当該地価調査の基準日に近い時期に取引が行われた土地から選定されていること、取引事例の「 所在及び地番並びに『住居表示』等」のうち市名については既に公開していること等から、当該土地に関する情報を求める者であれば、登記簿等から当該取引事例を比較的容易に特定することができると考えられる。さらに、同決定において、土地取引の事実が必ずしも登記簿上明らかにされているわけではないとされていることから、異議申立人は、本件公文書と登記簿とを関連付けることにより、取引価格等が必ずしも判明するとはいえない旨主張するが、土地取引を行った場合に、これを登記しないことの方が通常考えにくいと言わざるを得ない。

以上のことから、異議申立人の主張は採ることができない。

- b 次に、これらの情報が、通常他人に知られたいと認められる情報に該当するか以下検討する。

土地の「 取引価格」は、個人の重要な資産に関する情報あることから、通常他人に知られたいと認められるものに該当する。また、その他取引事例の所在が特定されるおそれがある情報についても、そこから「 取引時点」が明らかとなり、既に公開されている「イ月率変動率」と組み合わせることによって「 取引価格」が算定されることから、通常他人に知られたいと認められる情報に該当する。

- c 以上のことから、取引価格等が条例第6条第1号に該当するとした実施機

関の判断は妥当である。

(1) 取引事例に係る土地所有者が法人等の場合

取引事例に係る土地所有者が法人等の場合には、取引価格等については、前記(ア)のとおり、それらが公開されることにより、取引事例の所在が特定されるとともに、取引価格が算定され、当該法人等の財務状況が推察されるおそれがあることから、当該法人等の経理等内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められる。また、当該土地の販売者との関係においては、当該法人等の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められる。

以上のことから、取引価格等が条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 不動産鑑定士等の事業に係る条例第6条第2号の該当性について

実施機関は、取引価格等を公開すると、不動産鑑定士等の正当な利益を害するため、条例第6条第2号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

本件地価調査のうち、基準地の鑑定評価については、兵庫県知事と社団法人日本不動産鑑定士協会（以下「協会」という。）との間の委託契約に基づいて、協会所属の不動産鑑定士等が取引事例を収集の上、行うものである。そして、その取引事例には、不動産鑑定士等が土地所有者に対して任意のアンケート調査を行うことにより直接収集したもののほか、不動産鑑定士等が個人的な信頼関係を基に不動産業者等から情報提供を受けたものも含まれている。このように取引事例の収集が、取引事例に係る土地所有者等の任意の情報提供に支えられていることを勘案すると、特定の取引事例に係る土地所有者を識別することができる情報を公開することにより、当該不動産鑑定士等の信頼が損なわれ、将来にわたりその鑑定業務に支障が生ずることは十分に想定される。したがって、前記2(3)イにおいて条例第6条第1号又は第2号に該当するとして非公開とした取引価格等については、当該不動産鑑定士等の業務に関する情報であって、公にすることにより、当該不動産鑑定士等の正当な利益を害すると認められるので、本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、異議申立人は、大阪地裁昭61(行)第30号、平成元年3月14日民事第2部判決において、大阪府が懇親会等に利用した飲食店等の債権者請求書等に記録されている飲食店等の場所、名称、売上単価等について、当該飲食店等のノウハウ性等が認められないこと、地方公共団体たる大阪府による利用の事実が明らかになったからといって、当該飲食業者の正当な利益が害されるとは認められないと判示されていることから、本件取引価格等についても、取引事例の収集に当たった不動産鑑定士等の正当な利益を害する情報であるとは認められない旨主張する。しかしながら、同判決において公開された情報と本件において非公開とした取引事例に係る情報とは、それぞれ性質を異にするものであり、同様の判断をすることはできないことから、異議申立人が同判決を引用したことは適切ではない。

4 条例第6条第6号の該当性について

(1) 条例第6条第6号は、公開請求に係る公文書に「県の機関若しくは国若しくは他の地方公共団体が行う事務若しくは事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(略)」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものであり、本号のアからオまでは、本号に該当する情報の典型的な類型を例示列挙したものである。これは、国、県等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保することを目的とした趣旨と解される。

(2) 実施機関は、取引価格等を、条例第6条第6号に該当するとして非公開としているので、その該当性について以下検討する。

ア 非公開部分に記録されている情報が、本号に該当するためには、本号前段の県の機関若しくは国若しくは他の地方公共団体が行う事務若しくは事業に関する情報であって、本号後段の公にすることにより、アからオに掲げるおそれその他当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるという二つの要件に該当することを必要とするものである。

イ まず、取引価格等は、本件地価調査が、土地取引の価格に関する規制の基準や一般の土地取引の指標等とするために、都道府県知事が実施する調査であることから、県の機関が行う事務に関する情報であるといえ、本号前段の要件に該当する。

ウ 次に、本件地価調査における取引事例の収集が、取引事例に係る土地所有者等の任意の情報提供に支えられていることを勘案すると、特定の取引事例に係る土地所有者を識別することができる情報を公開することにより、県と取引事例に係る土地所有者等との信頼関係が損なわれ、今後地価調査への協力が得られなくなることは十分に想定される。したがって、前記2(3)イにおいて条例第6条第1号又は第2号に該当するとして非公開とした取引価格等については、公にすることにより、今後の地価調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報が、条例第6条第6号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
1 2 . 6 . 2 9	・ 諮問書の受領
1 2 . 8 . 1 5	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
1 2 . 9 . 8 (第117回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
1 2 . 9 . 2 9 (第118回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議